

こうけんでこうけん 後見DE貢献

～IKUKOのつぼやき～



2022年2月1日
発行所
オールフォーワングループ

国松司法書士法人
行政書士国松偉公子事務所
オールフォーワン土地家屋調査士事務所
〒1850021
東京都国分寺市南町三丁目 22 番 2 号
ゼルコパビル 4 階
TEL 0423000255 fax 0423000256
office@kunimatu.jp

厳冬の折、皆さま温かくしてお元気にお過ごしでしょうか。
あまりの寒さに、ここ数年購入していなかった貼らないタイプの使い捨てカイロを購入して、冷え性の私は手足の末端で温かさを感じ、そんなことで幸せな気分になっています。カイロを握りしめていないとき、その温かさを享受することが出来ず、少し損をした気分になります（笑）。

今回は認知症についてのお話ですが、例えていうのも変ですが、カイロが冷え切った状態が死を意味するのなら、認知症はまだかろうじて温かい、という状態でしょうか。そして、あったかホクホクの状態の時が健常ということでしょう。カイロの冷え具合（判断能力の衰え具合）がどの程度か、そこを見定めて、後見人（保佐人、補助人）の必要性を検討することになります。成年後見制度の場合は、医師の診断がその目安になります。それにしても、後見、保佐、補助、その境目は一体どうなっているのでしょうか？最近の傾向では、ちょうど境目にあたる時には、カイロはまだ温かい（つまりまだ判断能力がある）という診断がなされているように見受けられます。カイロもしっかり握りしめて、いつまでもまだ温かい、と思いたいですよね。

IKUKOの三識 ～知識～見識～胆識



IKUKO

後見制度へのお問い合わせや、ご相談を受ける機会が増えています。

例えば、「不動産の売却をすることになり、最近母親と話をしているところです。母とは会話はできていますが、以前と比べると物忘れがあるようなのです…。大丈夫ですよ？」というような内容です。

成年後見制度を利用するかどうかについては、本人の判断能力がどの程度であるかを知ることが大切です。

① 本人の判断能力に関する相談者の説明をうのみにはいきません

認知症は、身近な家族にとってはとても分かりにくいものです。家族にとって、日常的な会話の中では、すれ違いや勘違いは日常茶飯事です。そのため、認知症によるものなのかどうか？に気づかないことがあるからです。たとえ少しおかしいな？と感じても、認知症とは認めたくない思いが影響する場合も多いのです。そこで、**原則としてご本人に面会して判断能力の状況を確認しなければなりません。**

② 「物忘れはあるけれど、話は通じます」は危険です

認知症になると、失語や言語障害が生じます。本人も、以前のような対応ができなくなっていることに気づいているのですが、**その人なりに(これまでの経験や習慣から)対処しようとしてしまいます。**すると理解はできないけれども、取りあえず応答してしまう…つまり、**傍から見ると会話が成り立っているように思えることでも実は、話の内容が通じていないことが起こります。**

そのために時間をかけて聞いてみると、**本人は全く覚えていない**ということが少なくありません。

③ 恥ずかしいから知られたくない

本人が判断能力の低下に気づいていても、恥ずかしさから誤魔化そうとすることもあります。実際には、徘徊を繰り返す、自宅が整理できずゴミ屋敷になってしまう、記憶の混迷があっても**人と会うときにはしっかりしているため、医師でも見抜けない**ことがあるのです。**※次月は認知症の記憶障害について考えてみたいと思います。**

12月から司法書士法人になり、**様々な手続きや変更点がいもいも!!**の日々が只今進行中です。個人の国松偉公子から国松司法書士法人へ…後見関係では（一部を除き）辞任、選任の許可について家庭裁判所へ順次申立しております。ひとつずつ、必要なことを粛々と進め、個人から法人へ移行する日々がしばらく続きます。これまでと変わらず、一生懸命業務に取り組んで参ります。大変お待たせ致しましたが、ようやく**LINEも新たにスタート!**できそうです。ご迷惑をおかけし、申し訳ありません。**～是非、国松司法書士法人アカウントの登録を!!**
引き続きどうぞよろしくお願い致します～



YouTube

国松偉公子の
相続相談室



★LINE★
国松司法書士法人
新アカウントで
きました!!
どうぞよろしく☆

